

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年2月7日（水）13:05～13:55
- 2 場所 永田町合同庁舎1階共用第1会議室（オンライン会議）
- 3 出席
 - <WG委員>
 - 座長 中川 雅之 日本大学経済学部教授
 - 座長代理 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
 - 委員 阿曾沼 元博 順天堂大学 客員教授、医療法人社団混志会 社員・理事
 - 委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授
 - 委員 堀 天子 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
 - <関係省庁>
 - 高田 英樹 金融庁総合政策局総合政策課長
 - <事務局>
 - 安楽岡 武 内閣府地方創生推進事務局審議官
 - 正田 聡 内閣府地方創生推進事務局参事官
 - 田中 聡明 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 金融・資産運用特区について
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。
本日の議題は「金融・資産運用特区について」ということで、金融庁にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は金融庁から御提出いただいております、公開予定でございます。本日の議事についても公開予定です。

本日の進め方についてでございますけれども、まず、金融庁から15分程度で御説明をいただき、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思っております。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 これから国家戦略特区ワーキンググループの金融・資産運用特区に関するヒ

アリングを実施したいと思います。

お忙しい中、金融庁におかれましては御参加いただきましてありがとうございます。

それでは、早速、金融庁から御説明をお願いいたします。

○高田課長 金融庁総合政策課長の高田英樹と申します。よろしくをお願いいたします。本日は金融・資産運用特区につきまして、御説明する機会をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、私から資料に沿って御説明させていただきます。

まず、資料の1ページ目でございますけれども、こちらは昨年12月に政府として定めました資産運用立国に関する実現プランの概要資料の一部になります。

この資産運用立国の、まず、取組の全体像でありますけれども、ここで目指すところは、我が国の特に家計金融資産、その半分以上が現預金で保有されている状況にあるわけですが、それが投資に向かい、また、それによって企業価値が向上し、国民が資産所得による恩恵を受け、更なる投資や消費につながるという、言わば成長と分配の好循環を実現することが最大の目的であります。

そのために、この下にある図、これをインベストメントチェーンと呼んでおりますけれども、このインベストメントチェーンの各者に働きかける、そうした施策を展開してまいりました。

まず、左側のところですが、資産所得倍増プラン、こちらは2022年11月に定めておりますけれども、家計による投資を促す観点から、例えばNISAの抜本的拡充が今年1月から導入されているところでありますし、家計の金融リテラシーの向上に向けた取組も行っているところです。

また、右側にまいりまして、②のコーポレートガバナンス改革によって、投資が向かう先の企業の成長力も高めていく取組を行っております。

そして、残された③という赤く塗られた部分でありますけれども、こちらは資産運用セクターです。資産運用業者、あるいはアセットオーナーがここに含まれるわけですが、このセクターが家計金融資産を投資に回していく、そうした運用の役割を担っておりまして、特にこの部分を評価していくことを今般定めました資産運用立国実現プランにおいて取り組もうとしているところであります。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。

その資産運用立国のプランの一環として、この金融・資産運用特区が位置付けられているわけでありましてけれども、その発端として少し経緯を御紹介いたしますと、昨年9月に岸田総理がニューヨークにおいて講演を行いました。その中で、この資産運用立国に関する考え方や、いくつかの新たな施策を発表されたわけですが、ここに抜粋してありますとおり、今後、資産運用業とアセットオーナーシップの改革を行っていくことに加え、特に資産運用の高度化を進める観点から、資産運用業への新規参入を促進し、そして、下段にありますけれども、海外からの参入を促進するために資産運用特区を創設し、英語のみで

行政対応が完結するよう規制改革し、ビジネス環境や生活環境の整備を重点的に進めるといったことを表明されまして、これを受けまして、この資産運用特区、さらにはより幅広く金融・資産運用特区としておりますが、それを年末の実現プランに盛り込む運びとなったということでございます。

次の3ページ目をお願いいたします。

そして、もう少し背景的なところを補足いたしますけれども、まず、冒頭申し上げた家計金融資産であります。今、我が国においては2,000兆円を超える家計金融資産があります。しかしながら、左の図にありますように、その半分以上が現預金で保有されてきて、そうすると、今の低金利下ではほとんどリターンが生まれませんこととなります。

このポートフォリオの構成は米国や英国といった諸外国と比べても偏ってしまっていて、右側のグラフにありますように、日本ではこの過半を現預金が占めていて、株式や投資信託、緑と紫のところですが、それは2割未満であります。他方で米国や英国では現預金の割合ははるかに低く、株式や投資信託により多くの資金が向かっていることとなります。

次の4ページをお願いいたします。

その結果、どういうことが起きているかですけれども、過去20年間の家計金融資産の推移を見ますと、アメリカでは3.3倍、イギリスでは2.3倍になっております。他方で、日本では1.5倍にとどまっております。

なぜ、こうした差が生じているのか。その大きな理由は、このグラフの山型になっている部分なのですけれども、運用リターンです。これが、アメリカやイギリスに比べると日本ははるかに少ないことが原因として挙げられます。要すれば、家計の資産が投資にあまり向かっていなかったことが家計にとって資産の伸びを低下させ、それだけの機会損失が生じてきたということでもあります。

次の5ページをお願いいたします。

また、今の日本の金融業界の世界における位置付けを見ますと、かつて日本の大手銀行が世界でも最大規模を占めていた時期もあったわけですが、近年ではそこまではなくなっていません。左側の銀行、あるいは真ん中の保険です。そうは言っても、日本の代表的な銀行や保険会社は、トップクラスとまでは言えない状況ですが、それなりの地位も占めてはいるということでもあります。

ただ、対照的に、右側の資産運用セクターになりますと、大手は圧倒的に海外、なかんずくアメリカが占めておりまして、上位20社の中には日本の業者は入っていない状況になっております。

次の6ページをお願いいたします。

資産運用会社の推移を見ますと、日本においては、左側のグラフにありますように、資産運用会社の数はあまり大きくは増えていない状況にあります。

右側の表を見ましても、家計金融資産の額の割合と資産運用会社の数は諸外国と比べてもかなり少ない状況にとどまっております。

次の7ページをお願いいたします。

こういう中で、日本政府といたしましても、日本を国際金融センターとしての地位を高めていく、なかんずく資産運用業者の海外からの参入を増やしていくために様々な取組をしてきております。

例えば、金融行政につきましては、金融庁において、海外の資産運用会社などが英語だけで手続きができる拠点開設サポートオフィス、これは金融庁のサテライトオフィスのようなものなのですけれども、これを日本橋の兜町、東京証券取引所のすぐ近くに設置しております。ここでは、事前の相談や登録、あるいは登録後の監督まで全てをワンストップで、しかも英語で全て行うことができるということとして、2021年に設置してから2年強の間にこれまで累計33件の英語のみでの登録が完了しております。

次の8ページをお願いいたします。

各地域、各都市においても国際金融都市を目指した様々な取組が進められておまして、東京都はもとより、大阪、福岡、あるいは最近では札幌といった都市も国際金融都市を目指して様々な取組を進めているところであります。

これらの都市からは、今般のこの金融・資産運用特区に関しても関心が寄せられております。また、特に札幌市においては既に提案書を金融庁に対して提出いただいたところでもあります。

次の9ページをお願いいたします。

こちらは資産運用立国実現プランの概要、項目になりますけれども、御覧いただけますように、赤く塗られたところ、特に資産運用業の改革という観点から、この金融・資産運用特区の創設が位置付けられております。

次の10ページをお願いいたします。

そして、こちらは昨年暮れの国家戦略特区諮問会議において鈴木金融担当大臣から提出し、説明された金融・資産運用特区の概要でございます。

そのときの説明とも重なりますけれども、この金融・資産運用特区におきまして、国内外の金融・資産運用会社の新規参入、あるいは既存の業者の業務拡充を通じて、海外の投資資金も取り込んでまいります。そのために、金融庁と意欲のある地域が協働して、また、関係省庁とも連携して、金融・ビジネス・生活環境の規制改革などの必要な支援を実施し、それによって、金融・資産運用サービスの集積・拡充と、金融が向かう先であり、投資対象である成長分野を同時に発展させていくことを目指すものであります。

その内容として、「I 国の支援」では、金融・資産運用サービスの集積・拡充に資する支援、それには規制緩和の特例などがあるわけですが、その中には金融関連の規制、また、その他のビジネスや生活環境に関する規制も含まれます。また、英語対応等の行政サービスの充実、さらに、金融の向かう先である成長分野、これは地域によって異なり得るわけですが、例えばスタートアップなどに対しても規制特例やその他の支援が考えられます。

また、「Ⅱ 地域の主体的な取組」も重要な要素でありまして、金融・資産運用サービスの集積・拡充に向けたビジネスや生活環境の整備や、あるいは税財政面その他の支援、ここで言っている税は地方税のことを指しますけれども、そうした支援措置あるいは英語対応等の行政サービスの拡充、また同様に、投資対象たる成長分野への支援についても地域としても取り組んでいただきます。

そして「Ⅰ. 国の支援」の中で、特に金融・資産運用サービスの集積・拡充に資するビジネス・生活環境の整備に関する規制特例措置について、これは金融庁以外の他省庁の所管のものも含まれ得るわけですが、そういった措置については国家戦略特区制度の活用も検討していくということで、したがって、このワーキンググループにおきましても今後御議論いただく可能性があると考えておりまして、何とぞ御理解いただきたいと考えているところでございます。

今後の流れとしては、この1月、先月から自治体からの提案を募集しております。夏頃に金融・資産運用特区のパッケージを全体として公表したいと考えております。

最後の11ページ目に参りまして、この金融・資産運用特区に関する公募、地方自治体からの公募を受け付けるということですのでけれども、こちらは金融庁におきまして、先月、1月16日から公募を開始しております。

その中には、この特区を通じて何をを目指すのかといったコンセプトと、今、申し上げたような国に対する提案事項、あるいは地域としてどういった取組を行っていくのかを記載していただきます。また、地方公共団体の継続的な取組を進めていくための推進体制についても記載いただきます。

募集期間としては、国の支援の内容や地域の取組については2月16日まで、また、推進体制については3月8日までを締切としているところでございます。

先ほど申し上げましたように、札幌市からはいち早く、1月23日に提案書が提出されているところでございます。

今後のプロセスは、今、申し上げたとおりで、今後、関係省庁や関係自治体を交えた検討を進めてまいりまして、夏頃までにパッケージの策定・公表を進めたいと考えております。

一旦、私からの説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問・御意見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 すみません。今後の御計画について御説明いただきましてありがとうございます。色々準備を進めていただいております。国家戦略特区でもうまく連携していければと思っております。

それに当たって何点かお伺いしたいことがございまして、一つがやはり金融業の集積と

いう観点では東京とライバルになる場所としては、アジアの中ではシンガポールがあるのかなと思っております。グローバルに見ていくと、ニューヨーク、ロンドンなどとどうやって頑張っ闘っていくかということではあるかと思いますが、まずはシンガポールなどと闘っていくこともあろうかと思いますが、そういう中でどういうKPIとか戦略的目標を掲げられていくのかが一つです。どの程度のことをやらないといけないのかや、ビジネス環境面でどう考えるかという意味でも重要かと思いましたが、お伺いしたいのがまず一つ目です。

二つ目としましては、行政手続の英語化について、既に東京の域内では対応を進めているところ、既に30件程度実績も出していただいているということで、国内の中では非常に進んだ取組になっているのではないかとも思います。一方で、シンガポール、香港などに行きますと、金融規制の手続だけではなくて、当然ながら、色々なものを英語で進められるはずで、また、そのほかの必ずしも英語が母国語でないような国でも、英語でどの程度実施できるようになっているかです。金融規制に関する手続の部分は金融庁でイニシアチブを取っていただくことでよろしいのだろうとは思いますが、様々な、そのほかの手続も含めて英語化していく意味では、どの程度こういったことが金融都市といった文脈や規制改革的な文脈で進められていると御認識されているでしょうか。これを踏まえて各省とも協議していく必要があろうかと思しますので、教えていただきたいのが二つ目です。

最後に三つ目といたしまして、やはり今回、札幌については、これまで公表されている資料などを含めて、GXなどで打ち出されているということで、成長分野としてGXとか、もしかすると北海道であれば産業誘致なども進んでおりますので、そういうものもあろうかと思えます。特区で特に議論していくべき部分として、そういった金融と、さらにそれを組み合わせた産業創出や、また生活面でどういった部分を特に議論していけるとよさそうかということがあります。これは最終的に自治体からの御提案があって決まってくるころだとは思いますが、金融庁としてはどのあたりを議論してもらえるといいとお考えになられているかです。

以上、3点お伺いできればと思います。

○中川座長 金融庁、お願いいたします。

○高田課長 落合委員、ありがとうございます。それでは、3点お答えをさせていただきます。

まず1点目の、特に例えばシンガポールや香港といった、他の言わばライバルとなる国際金融センターと比べてどういった面で闘っていくかでありますけれども、確かにアジアの中ではシンガポールや香港が国際金融センターとしてのライバルとみなされておりまして、それらの国のアドバンテージは色々あるわけですが、御案内のとおり、それらの国では英語が公用語になっていますし、また、例えば税率が非常に低いとかといった特徴があります。私どももそういう中でも様々な取組はしてきているわけですが、例えば税率で言

うと、やはり日本のような国でそこまで大胆に国の税率を下げることは極めて難しい面があって、それだけではなかなか太刀打ちできない現状は正直あると思います。

他方では、日本ならではの強みももちろんあると思っております、特にシンガポールや香港と比較した場合には、日本は世界第3位の経済規模を有する国でありますし、金融市場の深み・厚みもはるかに勝るものがあります。その他、様々、日本としての産業、あるいは文化、その他の娯楽に至るまで、日本独自の魅力は十分にあるのだらうと思っております。そういう観点から、今後目指す金融・資産運用特区の取組にも通じるものがあると思うのですけれども、一つには日本の弱点とされるものを克服し、もう一つには日本のマーケットとしての魅力を高めてまいります。最終的には、やはり海外からそういったヒト・モノ・カネが来るかどうかは、その国にどれだけビジネスチャンスがあり、また、マーケットとしての魅力があるかで決まってくると考えております。

したがって、例えばバブル期には別に全然、英語対応などできなくても海外からもたくさん企業も来たわけなのですけれども、そういう観点からは、まず弱点の克服というところでは、まさにこの特区の中でも想定されているように、英語対応が、公用語とまではいなくても、できる限り重要な手続が英語でできるようにしていく。その他、外国人が来やすい生活環境を整えることが非常に重要であらうと考えております。

また、強みを伸ばしていく観点からは、まさに投資対象たるビジネスを拡大していくということで、今回、地域における成長分野はこの特区の内容に含めているのもそういった観点もございます。そういった中で、今後、ライバルの都市に伍して闘っていく環境を整えるためにも、この特区をしっかりと位置付けていきたいと考えております。

それから、行政手続の英語化に関しまして、先ほど申し上げたように、金融業の分野に関しましては、これも全ての金融サービスではないのですけれども、少なくとも資産運用業などについては、全て英語でできる環境が整っております。英語で一貫して最初から最後まで対応できるということです。それに対して、ほかの行政分野では必ずしもそこまではなっていないというか、あまり英語化が進んでいない部分が多いとは承知しております。これは既に自治体などから、これまでの経過的な議論の中でも様々、要望は寄せられておりますし、また私どもで、まだインフォーマルなレベルではありますが、関係省庁に問合せなども行ってはおります。

これまで自治体などから関心として寄せられている領域としましては、例えば法人の設立登記とか定款とか、法人設立関係のもの。それから、社会保険とか雇用保険、労働保険の書類の提出。これがやはり会社を起こす上では必要になってまいります。それから、入国管理があります。そういう中で、特に法人設立回りの手続とか、あるいは社会保険回りの書類については、現状、英語での提出は認められていないと承知しております。そのあたりもこれから一つ論点になってこようかと思っておりますし、また、状況に応じてワーキンググループの委員の皆様方の御指導もいただければと考えております。

それから、これから産業の誘致という中で、例えば規制改革として今後重要になってく

と思われる分野ですけれども、これもまだ自治体からの提案を具体的には待っている段階ではありますが、例えば札幌市などから既に提出されておりまして、いくつか関心が寄せられている分野としましては、まず一つには、金融サービスの集積という観点からは、やはり在留資格に関して、これまでも既に様々な入国管理上の措置は取られてきているところでありまして、さらに投資家とか、あるいは関連する金融サービスに関わる人たちがより日本に来やすくするために、そのあたりをさらに規制改革できないか。

それから、札幌に関しましてはGXを一つ成長分野に掲げておられるのですけれども、その中でGX、再生可能エネルギーなどに関する規制緩和、例えば安全上の規制、その他、様々なものがありますが、そういったものについても規制緩和ができないかといった要望が提案の中に含まれていると承知しております。

○中川座長 落合委員、よろしいでしょうか。

○落合座長代理 ありがとうございます。それぞれ意欲的に御説明いただいたところがあったと思っております。是非本日の議論も踏まえて進めていただきたいと思います。

特に1点目の関係で、目標というか、KPIというかを立てて進めていく中で議論していったほうが、各省との関係でも進んでいる、進んでいないのではないかという議論もできるかと思えます。2点目の関係では、諸外国というか、ライバルになるような都市で実際にどこまでどうやっているのかも重要です。そこに辿り着かなければ我々としては目標達成できないのだという比較での議論も重要になってくると思えます。そういった意味で、可能な範囲でまた諸外国の状況なども並行して把握していただけるとありがたいと思っております。

私から以上です。

○中川座長 それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。今回、規制の特例措置の一つである特区の中で金融・資産運用特区の枠組みを御用意されたことについて大変期待しております。特区は特区法や関係法令等の改正まで行えるものですので、海外から起業家や投資家、運用会社等と呼ば込む効果が非常に高いのではないかと思います。

金融庁に2点御質問なのですけれども、金融・資産運用特区の枠組みで、ただいま主としてお話しいただいたビジネスや生活環境に関する提案要望のみならず、金融規制に関する規制改革事項も提案要望として受け付けられる理解でよろしいでしょうか。スタートアップや事業者、事業会社が自治体と連携して新しい取組を行うためにこの金融・資産運用特区を利用できる余地があるかどうかを確認させていただきたいと思えます。一つ一つで結構ですか。

○高田課長 ありがとうございます。当然、金融関係の規制、基本的には金融庁が所管している法令に関する規制が中心になりますけれども、それについての規制改革の御提案も受け付けておりますし、この特区の中で、もちろん、金融庁として検討した上で実現できるものはできるだけ実現していきたいと考えております。

そういう観点から、例えば特に新たに資産運用会社を設立する上で、そのために必要な要件を例えば一部緩和するといった要望をこれまでもいただいておられますし、一部は先般御説明しました資産運用立国実現プランの中でも実現し得るものはあると思います。あるいはそれを超えるものも当然、自治体から御要望があれば、金融庁としてできるだけ積極的に検討していきたいと考えております。

○堀委員 承知しました。

二つ目の質問にも関わってくるのですが、金融庁もサンドボックスや実証実験ハブでこれまで実証実験を進めてこられた、支援されてきていると思いますけれども、それらの足元の件数はどうなっておりますでしょうか。なかなか案件として多くないとも聞いておりました、もしそうであるならば、この特区という切り口で、自治体主導であることや地域を限定することをもって、思い切った施策を取ってイノベーションを推進していただく、DXを進めていくことも期待されるかと思われませんが、金融庁としてはいかがお考えでしょうか。

○高田課長 ありがとうございます。御指摘のように、これまで金融庁として、特にフィンテックを促進する観点からFinTech実証実験ハブを展開しておりました、実際、それに申請があった場合には金融庁としてもサポートする形で進めてきております。ただ、件数に関しましては、これまでに数件のレベルであると承知しております。

今後、これをさらに拡大していくためにはどうすればいいかということで、やはり一つネックになるのは、実証実験とはいっても、これは既存の法令でできないことをできるようにするものではなくて、あくまでもこの法令の規制は超えられないものなので、法令の範囲内で、実証実験が本当に認められるのかどうかと言わば不明確なものについて、金融庁が一緒になって新しい取組を支援していく。そういった性質のものであります。

したがって、本当の意味で大きくそういったイノベティブな事業を増やしていく観点からは、これまでの規制で超えられなかった壁を超えていくことがおそらく必要になるでしょうし、また、例えば金融規制であればもちろん、金融庁も検討したいと思います。あるいは他省庁のものも含めて、この国家戦略特区制度を活用することによって、もし壁を超えられるものがあるのであれば、我々としてはそういった自治体からの御提案も歓迎したいと思っておりますし、是非検討していきたいと考えております。

○堀委員 1点、御理解の確認なのですが、特区であれば特区法や関係法令等を改正して特例措置が実現できる、これまでできなかった解釈の確認でとどまっていたサンドボックスや実証実験ハブを超えての要望も検討できるということによろしいでしょうか。

○高田課長 もし必要があれば内閣府からも補足いただければと思うのですがけれども、私どもの理解としましては、特区法に定められた特例措置、これは特区になれば適用を受けることができますし、特区法ないしはそれに基づく下位法令の改正によってそうした規制の特例措置を追加することも可能になると考えております。

これまで国家戦略特区法における特例措置の中に金融庁所管の法令は入っておりません。

ただ、理論的には、それを加えれば国家戦略特区制度を活用して金融規制を変えることも可能と認識しております。

ただ、金融規制に関しましては、基本的に規制を緩和するにしても、地域限定よりも、全国措置でやるほうがよりなじむものも多いと認識しております、おそらくそれがこれまでは国家戦略特区の中で金融規制があまり扱われてこなかった一つの背景なのだろうとも思います。なので、今後、金融規制に関する提案が出てきた場合に、金融庁としては、まず、特区制度を使うかどうかにかかわらず、例えば仮に全国レベルでもやるのがふさわしいのであれば、それは積極的に検討していきたいと思っております。

ただ、もし仮に地域限定にふさわしいものがあつた場合に、それは今後、国家戦略特区制度を活用することが理論的に否定されるものではありませんが、ただ、先ほどの資料10ページにもお示ししましたように、どちらかという金融規制よりかは、その他の生活環境に関連する規制がより国家戦略特区制度の活用対象としては典型的に想定されるのではないかと考えております。

○堀委員 ありがとうございます。

時間もありますのであれですが、特区制度ということのできる範囲がやはり広がったのではないかとと思われる。どのように地域に限定していくのかは自治体や事業者の工夫次第だとは思いますが、金融規制も対象から排除されているわけではないということはお伺いしました。

今後、どのようなものを認めていくかどうかは御議論次第かなと思っておりますけれども、是非積極的にこの特区制度を活用して、一步でも自治体や事業者が前に進めることになっていくような運用を期待しております。

以上です。

○中川座長 どうもありがとうございます。

それでは、阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 御説明ありがとうございます。順天堂大学の阿曾沼でございます。

1点だけ、KPIを設定して成果を上げていく上で、当然、日本として投資対象となる分野、それから、国の成長にもつながるであろう分野への投資を理解してもらって、そこに投資していただくような環境を作っていかなければいけないということだと思います。呼んでくるだけではなかなか難しい面もあるのだろうと思いますが、金融庁が産業界もしくは関係省庁などと連携しながら、そういった市場の優位性とかをアピールしていく仕組みはどんなふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○高田課長 ありがとうございます。今の御指摘は、産業などをしっかりと支援して発展させていく、さらには、それを対外的にアピールしていくことが重要であろうとの御指摘かと理解しておりますけれども、そういう意味では今回、特に金融・資産運用特区は大きな資産運用立国という政策全体の中に位置付けられております。

これはまさに岸田政権としての最重要政策の一つであると承知しております、岸田総

理自身も、先ほどニューヨークでの講演の例も御紹介しましたけれども、かなり様々な場で、国際的な舞台を含めて、この資産運用立国の取組はアピールしておられます。それだけ日本には金融市場の魅力、あるいは様々な産業分野の魅力が非常に多くあるということでもありますし、それをさらにアピールしていくことが必要です。

そういった観点から、金融庁としても、例えば昨年9月末から10月初めにかけてして Japan Weeks という一連のイベント群を開催しまして、実はこの2週間で40個程度のイベントが日本で開催されました。その多くは金融関係ですが、例えばいわゆるGXに関するイベントを通じて、ほかの省庁や、あるいは民間とも連動した発信を行いました。さらに、これは資産運用立国のプランの中にも含まれているのですが、今後、資産運用フォーラムを新たに設置することを考えております。

その資産運用フォーラムは、日本と海外の資産運用業者、その他のプレーヤーの言わばネットワーク的なものを想定しておるのですけれども、その中で、特に海外からどういう分野が魅力的なのか、どういう分野が求められているのかをしっかりと把握しながら、それにふさわしい改革を進めていくための知見を得る場としてまいります。また、それを発信するイベントの開催なども行っていきたいと考えております。

もちろん、金融庁だけでできる範囲も限られておりますので、これは政府全体の取組として、このプロモーションはしっかりと進めていきたいと考えております。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

家計金融・資産は、投資を一回もしていない世帯は日本では60%以上になっていますね。80%がシニア世代です。色々な理由が言われていますが、日本国民のマインドセットがいい方向に行けるように併せて努力していただければありがたいなと思っております。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

すみません。私からも、さっきの堀委員の質問と重なるのですけれども、金融関係の規制は基本的には全国措置になじむもので、地方からの提案で、地域限定になじむようなものがあれば、それはそれで国家戦略特区制度を使うことを検討するというお返事で、それはそういうお返事として受け止めておりますが、金融庁の今の時点で全国措置の規制緩和のようなものを予定しているものがあれば、少し我々の心づもりとしても承知しておいたほうがいいかなと思ひまして、お伺いできればというのが一点。

2点目としまして、鈴木金融担当大臣がご説明された資料10ページの中で、主に金融・資産運用サービスの集積・拡充ということが資産運用特区の説明としてありますけれども、例えばこういう金融・資産運用サービスが集積するのは東京で、そういうもののアドバイスなどを受けて地方のビジネスに投資していくということも別にあるとは思いますが、こういう資産運用特区はこの金融・資産運用サービスの集積・拡充をすることがマストなのかをお伺いしたいのです。

何を申し上げているかというのと、例えば札幌の提案で、GXの部分は非常に大きいのです

けれども、それは資産運用特区でなくても国家戦略特区のGXに関する規制緩和として受け止めることもできるわけですが、資産運用特区は、要はこういう金融・資産運用サービスの集積・拡充に資する規制緩和がマストに付随するものなのか。それとも、資産運用立国という大きなプランの中でこのGXに関する規制緩和みたいなものを大きなストーリーで緩やかな関連付けがあればいいものなのかを、すみません。2点お伺いできればと思います。

○高田課長 ありがとうございます。

まず1点目の御質問に関して言いますと、これはまだ募集の途中段階ではありますけれども、例えばこれまで既に一部聞いている要望、これからおそらく出てくると思いますが、その中では、例えば資産運用会社におけるバックオフィス業務やミドルオフィス業務のアウトソーシングをより簡便にできるようにしてほしいといった要望がございます。これはまさに資産運用立国のプランの一環として今後検討を実施していく方向性を想定しております。

また、例えば札幌市から出た要望の中で事業全体を担保とする、グリーンモーゲージ制度といった言葉が使われておりますけれども、そういった御提案がありまして、こちらに関しましては、今後、まさに金融庁として法制化を考えていく事業性融資に資する担保制度の中で、ある程度実現できる可能性があるのではないかとということも考えてございます。

それから、2点目の御質問に関しては、私が完全に御趣旨を理解できているかは分かりませんが、いわゆる金融産業の集積はもちろん、必ずしも規制改革・規制緩和がなければできないものでもなくて、実際、これまでも御説明申しましたように、国際金融センターの取組を進めてきております。はっきり言えば、ビジネスチャンスがあれば、それはどういう環境であれ、来る人は来る部分はあると思いますが、他方で、やはりそのために色々な規制がネックになっていて、例えば在留資格とか、そういうネックがあるとすると、それを解決していくことは金融産業の集積を加速する効果があるのだろうと考えております。

確かに、金融サービスは別に、ある意味、どこにいてもできることで、だから、そうすると現状でも、例えばシンガポールから日本の株に投資している人がいくらでもいるわけなので、本当に物理的に呼んでくる必要があるのかという御議論は常にあるのですが、他方では、世界の金融センター、それはニューヨークであれ、ロンドンであれ、物理的に集積しているのも事実であるし、おそらく直接・間接的にそれは非常に大きな効果をもたらしていることもあるのだろうと思っておりますので、やはりここは我々としてもその集積も目指していきたいと考えております。

○中川座長 ありがとうございます。

落合委員から手が挙がっていますので、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

若干、またほかの観点でですが、金融庁で既に色々海外活動もされていて、海外の事業者と直接パイプも持たれていたりとか海外の会合にも出ておられたりということは承知しております。もちろん、自治体からの提案も大事ではありますが、是非海外事業者の方か

らも直接聞けるつながりとか契機はあるかと思しますので、そういう意見も是非取り入れて、自治体の方とも共有しながら施策を進めていただきたいというのが一つです。

もう一点、また観点が異なりますが、金融の集積地にしていく側面では、例えばベンチャー企業等が東京証券取引所などで上場したりとか、資金調達などを東京を拠点に行ってもらえるような機会を作っていくということも大事ではないかと思っております。そういったJDRのスキームも、最近では上場できるようなケースが増えてきていると思うのですが、そういった部分も一緒に合わせてプロモーションしていただけて、金融事業者もそうですし、資金調達を要するような方も集まってきていただけるように、是非広範に取組を進めていただければと思っております。

以上、2点です。

○高田課長 ありがとうございます。

コメントということで承知いたしまして、是非その方向で検討してまいりたいと考えております。

○中川座長 ありがとうございます。

そのほか、御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、金融庁、御説明ありがとうございました。我々としても、是非、この金融・資産運用特区制度を積極的にサポートしてまいりたいと思しますので、これからまた具体的なお話が始まりますけれども、どうかよろしくお願ひします。

御発言がありませんでしたら、これをもちまして、金融・資産運用特区に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思ひます。皆様、どうもありがとうございました。